

## 神社と宗教

松本文三郎

最近我邦に於ては神社の參拜が宗教的意義を有するか否に就き諸種の議論が發表された。元來此問題に機會を興へたものは、いふ迄もなく先年文部省が國民の道徳思想を涵養する一助として、小學の生徒をして所在神社に參拜せしめ、之によつて報恩反始の念を盛ならしめんとしたに對し、基督教一部の人は神社を以て一の宗教的意義を有するものと見做し、文部省の布達を以て我邦憲法に規定せられたる國民信仰の自由を強迫するものとなすにある。之に對する學者の論は區々に分れて是非一ならぬが、余輩の狭い見聞の範圍では、其議論何れも徹底的でなく、其曖昧にして要領を得ざるものゝ多いのは余輩の實に遺憾に堪えない所である。で余輩が此に聊か此問題に關し論述せんと欲するのも必ずしも無用ではなからう。

尙ほ豫め一言して置かなければならぬのは、世人が往々にして「神社は宗教であるか否」といふことである。是れは極めて不適當な、無意義な用語である。元來神社とは神體を奉安する建造物の謂で、建造物が宗教であるといふ筈はない。勿論神社や佛閣の境内に存する樹木も時としては神木とも稱せらるゝのであるから、神體を奉安する建築物に神聖觀念の伴ひ來ることは寧ろ普通の事實である。併しながら建造物は其自からに於て神聖なるのではなく、神體を奉安するによつて此に始めて神聖となるのであることは論を俟たぬ。だから建造物が絶対に宗教の對象となり得ないことはないが、是れは第二次のものである。又假令ひ神社其物に神聖觀念が伴ふとしても、神社が宗教だといふことはない、唯其神社に對し吾人が宗教的感情を抱くといふに止まる。乃ち神社に對して、我國人は一般に又必然に宗教的感情を伴ひ生ずるか否といふことは確かに一の問題となる、理論の問題ではないが、事實の問題である。但世人が「神社は宗教なりや否」との語によつて意義する所は恐らく此にはなからう。何故かといへば是れは單に主觀的の事實であつて、甲が一定の神社の前に至つて神聖觀念を生ずとしても、乙が必らず生ずべき筈もなければ、又甲が強めて乙をして之を生ぜしむることも出來ない筈であるから、殆んど論議の必要のないこ

と信ずる。だから世人の此語によつて意義する所は、單に神社なる建造物は教會や寺院と同様に、一定の宗教の儀禮を執行する場所なりや否といふにあるものと解せなければならぬ。若し果して神社が一定の宗教的儀禮を修する所であるとすれば、佛敎の如き汎神敎の基礎に成立するものは兎に角、基督敎徒が佛敎寺院に入り、將た回敎徒が基督敎會に至つて禮拜することを屑とせざるが如く、其信仰の正邪は姑らく論ぜず、異宗派の徒の所謂外道とし異端とするものゝ神社に參拜するを敢てせず、又之を強ゐることの出來ないのは當然である。

所が内務當局者の解釋は、我邦の神社に於ては單に祖先や古來の帝王賢者の靈を奉祀するに過ぎないものと見、隨つて何等特殊の宗教的意義を有するものにあらずとなすにあるらしい。若しそうであるとすれば我國家に功勳ある偉人を記念し、又祖先の靈に對し其子孫たるものゝ敬意を表することは當然のことであつて、何等特殊宗教に關係なく、又信敎の自由を拘束するものともならぬ。彼文部當局が小學兒童をして神社に參拜せしめたのも、亦全く此解釋に依るものに相違ない。

元來宗教の儀禮なるものゝ多くは、吾人が俗間平素行ずる所と、其種類に於ても、其形式に於ても、又其意義に於ても特に異なるものではない、唯其度の極を顯はすの

みである。で禮拜も之と同じで、吾人は神佛に對しても拜禮するが、長上に對しても禮拜する。禮拜は唯敬意の表顯に過ぎぬ。但神佛は人の絶對無限者となす所であるから、不完全なる人類に對する時と稍其趣を異にするだけである。同じく敬意を表するにしても、己と同等のものに對する時と偉人に對する時とは、其精神狀態に於ても多少異なり、隨つて形式は同じであつても之を表はす動作亦必らずしも一樣ではない。而して神佛に對するに當つては、最も純粹にして又其出來得べき極度を示すのは、固より人情として自然のことといはなければならぬ。併しながら神佛に對する時といへども、其信仰の程度によつて其精神狀態や其表顯の方法に差違を來すは、是れ亦論を俟たぬことである。若し全然一定の神佛を信ぜざれば固より之に對して敬意を表しやうとも思はぬが、多少之を信ずるとしても、其程度極めて薄ければ、之を禮拜するに於ても殆んど形式的に止まり、人類相互の間に於けるよりも尙ほ一層冷膽であり、簡單であり得るが、之を信ずること愈篤ければ愈熱烈に又愈丁重となる。だから均しく禮拜といつても、果してそれが宗教的の意義を有するか、或は單に俗的の儀禮に止まるかは、全く主觀的に定まることで、其極端なる場合の外、客觀的に之を判斷することは殆んど不可能といつて差支ない。で國民が神社に參拜したか

らといつて、それが必ずしも宗教的意義を有するものとも斷ぜられず、又絶對に俗的の尊敬感謝の意を表するに止まるものともいはれない。のみならず過去數代の間、子々孫々其慣習を繼承持續した場合には、動もすれば本、宗教的意義を有したのも、後世には何等斯かる意義を有しないやうになることもあれば、又之に反し元來單に敬意を表するものに止まつて居たものが、後には純然たる宗教的意義を備ふるに至ることもないではない。で愈、外見上からは之を決定することが困難となるのである。

そこで神社が果して宗教的儀禮を執行する所であるか否の問題を明かにするが爲めには、勢其神社に奉安する神體の如何なるものなりやを確かめ、次には我等の祖先が其神體に對し如何なる態度を執つて居たか、即ち單に俗的交渉をなして居たか、或は宗教的感情を有して居たかを見なければならぬ。勿論前にも一言した如く、吾等の祖先が宗教的感情を有して居ても、現代の我國人が尙ほ之と同一の感情を有すとは限らぬ、併しながら既に我等の祖先が宗教的感情を以て奉祀して居たものとなれば、現時の我國人が其感情を失つて居るとしても、少くとも其宗教的起源のものたるは斷言し得るのである。之に反し祖先の單に俗的交渉を有するに止まつたもの

が、現代人には宗教的と變化したとすれば、明かに是れは非宗教的起源のもので、吾人の宗教的と感ずるのは、原始の意義の變化したもの、若くは失はれたものといつて差支ない。で此には先づ便宜神社の神體から論じて見やう。

## 二

神社の神體は固より一様でない、随つて均しく神社といつても、此に諸種の階級種類が分るゝ譯である。先づ

第一に述ぶべきは我が皇祖天照大神を奉祀する伊勢の神宮や、神武天皇を奉祭する橿原神宮の如きであるが、是等にあつては勿論一般國民には神聖觀念の伴ふものと考るが併し事實の如何は姑らく置き、單に理論の上から之をいへば是れは皇祖皇宗の靈を祀り、吾人が皇祖皇宗として參拜し、衷心其威徳を感謝するものと見ても差支ない。人類長上に對する極度の感謝や敬意は、超人に對する時に於けると殆んど相同じくして、之を差別することは最も困難とする所である。で若し斯の如くに解釋すれば此等の神社に對しては、吾國民は其如何なる姓氏、如何なる信仰のものといへども、均しく感謝報恩の念を抱くべきである。其他の天皇の靈を奉祀する神社に

關しても略之と同じ。

尙ほ幾分其程度は違ふが、臣下にして國家の生存や文獻に功勞ある偉人を祭る神社も少くない、而して斯かる傾向は現時に至る迄も其跡を絶しない。近くは松蔭神社や乃木神社の類である。又特に偉人とは稱すべからざるも、國家の爲め其生命を犠牲に供した將卒の靈を祀る招魂社の如きも其類に於て一なるものである。而して此等の神社にあつては必らずしも常に超人者に對するが如き宗教的感情を伴ふものではない、假令ひ又多少之を伴ふものがあるとしても、前と同じく理論上からは唯吾人が國家の功勳者として敬意と感謝の情とを表せんが爲め、祭祀禮拜するものと見ても差支ない。

第二に、我邦神社の中で最も數多いのは、氏族の祖先を祭つたものであるといふ。例之へば忌部氏の天大王命神社に於ける、物部氏の物部神社に於けるが如きである。此等は本來一家の祖先を祭つたのであるが、氏族が次第に發展して一地方に擴かれば隨つて一地方共同の神社となり、其氏族が尙ほ他地方にも分布すれば、其分布した地方に於ても亦同一の神社を建立することゝもなるのである。斯く氏神なるものは一氏族の祖先であるから、假令ひ其由つて出づる所が、神代の神祇中にあると否と

に關はらず、元と吾人と同一人間であつたと考へなければならぬ。が祖先崇拜なるものは、何れの國に於ても後世では之を神化し、其一族の守護者となり、子孫は之に對し一家一族の安全幸福を祈願し、又之によつて其災害を免れんとし、全然宗教的感情を伴來るのが其常である。併しながら是れも已れの父母や祖父母に對すると同じい感情を以て之を祭るに過ぎないといへば、多少事實を誣ひ、強辨の誹を免れぬであらうが、必らずしも斯く解せられぬでもない。但單に人間の靈として之を祭るとすれば、彼と多少の血族關係を有するものゝ之に參拜するのは當然であり、又斯くあるべきであるが、其氏族を異にするものにあつては、之に參拜すべき理由は秋毫も成立せぬ。是れ必らずしも他の靈に媚びるものといはれないにしても、全然無意義である。元と人間の靈であつても、何時しか神化されてこそ、氏族の發展と共に一氏族の神が一地方の神ともなるのであるから、其時に當つては假令ひ他氏族のものといへども、來つて其氏族と共同の地方に住すれば又共同に奉祀する神ともなるのである。だから氏神社の本體をして單に人間として觀ずる時は、特に現時の如き氏族の混雜した時代には、假令ひ同一地方に住ずるとしても、共同參拜の理由は少しも存在しない。若し共同參拜の理由あるものとすれば、本來は氏神であつても既に神化され

て一地方の神とならなければならぬのである。

第三<sup>〇</sup>に擧ぐべきは所謂蕃神を祭つた神社である。蕃神なるものは何れも他國よりの移住者が既に其故國に於て奉仕して居た神を新移住地に輸入し來つたか、若くは其信者が之を將來したものである。だから蕃神は固より我國民の祖先でもなければ、又何等國民氏族と關係を有するものでもない。蕃神といつても、尙ほ詳しく之を研究したならば、或は他國人の祖先を神としたものもあらう、或は次に述ぶる自然顯象等の如きものもあらう。だから是れは唯其起源が違ふといふだけで、性質上には他の諸神と秋毫も異ならぬ。而して其祖先を神としたものにあつては、唯我國民の祖先でないといふだけで、其本來人間であつたことは第一類や特には第二類に説いた所と少しも異ならぬ。其他のものにあつては後に各其條下に説くが如く到底之を宗教的のものと見做さざるを得ないのである。特に延嘉式に、常陸國の條下、鹿島郡の「大洗磯前藥師菩薩神社名神大」といひ、或は那賀郡の「酒烈磯前藥師菩薩神社名神大」といふが如きに至つては、明かに是れ佛敎的のものであつて、是れをしも宗教的でないとは何人も斷言し得ないであらう。

第四<sup>〇</sup>には人間に幸福を授くるよりも、寧ろ災害を來す靈鬼を祭る神社である。惡

鬼を以て神とすることは古今東西何れの地方にも行はるゝこととて、俗間には善神よりも寧ろ惡鬼の方が多く信仰せらるゝものである。印度の濕婆神(大自在天)崇拜の如きは其適例であるが、我邦神社の神體に於ても其例は少からぬと思ふ。京都今宮の疫神は即ち其一例であつて、一條院の正暦五年には疫厲流行し人多く死するによつて之を祭つたといふ。又平將門の靈を祭つたといはるゝ東京の神田明神の如きも、將門の怨靈を此に鎮せしめたのであらう。北野神社の菅原道真公の如きは、今日では文學の神と見做されて居るが、其始めは果して如何であつたか。天徳三年九月二十二日禁裏回祿し、圓融院の朝に及ぶまで焼失數度にして、新殿天井の板に一夜蠹蛀顯はれ、文字を成し、幾度新營成るとも又々焼失すべき旨を告げたので、北野の宮を改めて天子の造營となし、それより後神崇徐く止んだともいふ。是れは勿論俗説であるかも知らぬが、菅大臣の讒に逢ひ筑紫に左遷せられ、怨恨憤死したことが、抑も祭神となつた所以であらうと思ふ。それ故に「公若し無事にして身を終らば、何ぞ能く大自在天神無比の尊號を賜はることあらんや」ともいはれて居る。又一條院の正暦五年に勅使を宰府安樂寺に遣はされ、大政大臣正一位を贈られた時にも神託あり「自今以後宜護皇城」といつたとあるのも、此神の性質の本來文學の守護神や國家の保

護神でなかつたことが推察し得らるゝのである。併し此種類に屬する神社の最も著しいのは彼御靈社である。此神社に祭祀する所は六體若くは八體の神であつて、崇道天皇、光仁帝の皇子、伊豫親王、桓武帝の皇子、藤原夫人、伊豫親王の母、名は吉子、藤原廣嗣、橘逸勢、及び文室宮田丸、淡海公の三男を六神とし、更らに吉備の内親王と火雷天神とを加へ八體とする。此等の人は多く皆流罪に處せられ、配處に幽死したものである。而して三代實錄貞觀五年の條下には始めて御靈會を修せらるゝことを説き、崇道天皇以下六人は、並坐事被誅、冤魂爲厄、近代以來疫病繁發、虎亡甚衆、天下以爲此災御靈之所生也、始自京畿、爰及外國、每至夏天秋節、修御靈會、……今茲春初、咳逆成疫、百姓多斃、朝廷爲祈、至是乃修此會以賽宿禰也とあるにて其性質を知ることが出来る。斯の如く怨靈の祟をなすものに對し、之を祀り其靈を慰め、之をして災害を下さゞらんとを希望したのである。是れは明かに鬼神崇拜であつて、其宗教的性質を帶ぶるものたるは秋毫の疑を容れぬ。

第五は神物の崇拜である。是れ亦世界各地に行はるゝ所であるが、我邦にあつても其例に乏しからぬ。所謂神物とは一定の物品に於て神妙不可思議なる威力を認め、之を以て神となすのである。熱田神宮の寶劔を祀り、崇神天皇の時、大和の笠縫邑

に八咫鏡を奉祀せられたといふが如も、亦其一例と見られぬこともない。が併し皇室の神器は自から他の事物と其性質を異にする點がないでもない。特に彼寶鏡の如きは天照大御神の御靈代ともいはれて居るのであるから、恐らく是れは天照大神の御靈を代表せるものとして祀られたので、單に其鏡の威力を認めて之を神としたばかりではなからうと思ふ。寶劍の如きも亦多少斯かる意味がなかつたとはいへぬ。この點からいへば神器を通常所謂神物崇拜といふ類に編入するのは多少不適當かも知れぬ。併しながら彼備前の石上神社や、又之を移した大和の布留社の神體の如きは、同じく神代の瑞寶とはいへ、到底之を以て三種の神器と同視する譯には行かぬ。彼神體は即ち素盞雄尊が大蛇を斬つたといはるゝ十握の劍であるから、是れは明かに其劍の不可思議なる威力を認め、之を神とした神物崇拜の一種たるに相違ない。之と同様なのは但馬國出石社の神體である、是れは八前の神と稱せられ、天日矛、寶珠二顆、振浪乃比禮、振風之比禮、切風之比禮、奥津鏡、邊津鏡の八種を祭つたもので、何れも應神天皇の代、多遲麻比多訶が其姪申良度美と婚娶の時、持來れる玉寶であるといふ。斯の如きの類は尙ほ其他にも少からずあることと思ふが、此等は明かに宗教的思想の表顯したものである。

第六、最後に尙ほ一言したいのは自然崇拜である。自然顯象に於て不思議なる作用を認め、之を神とし拜することは、亦是れ古代各國民に於ける最も普通の事實である。我邦上代にあつても固より其例外をなすものではない。我邦に於ける何れの靈山にも之を祭れる神社のあらざる所は殆んどない、富士、白山、大山、其他皆是れである。又古くより温泉の湧出づる所には亦皆温泉神社なるものが設けられてある。其外飛龍神の風の神もあれば、鳴雷神社、雷電神社等の雷神、水分神社の水神等殆んど列擧に違ない位である。是等は何れも疑ない自然崇拜であつて其宗教思想の顯はれたものたることも勿論である。

以上述べ來つた所は我邦神社に於ける神體の中、特に著しいもの諸種を擧げたのみで、固より神社の神體が悉く此に包括せらるべき譯ではない。延喜式によつて見ても、天神、地祇總て三千一百三十二座、其内社二千八百六十一處、前二百七十一座とあり、又大四百九十二座、小二千六百四十座ともいはるゝ如く多數のものであり、又其後に建てられたものも尠からぬのであるから、此等を今一々研究彙類することは余輩の目的とする所でもなければ、又目下の問題に必要とする所ではない。要するに我邦の神社を以て何等宗教的性質を帯びないものとなすのは、極めて事實に矛盾した

解釋であり、寧ろ其多くは宗教的思想からして成立して居るものといつた方が穩當である。唯以上列記した種目の中、第一と第二とのみが僅かに非宗教的のものと解釋すれば出来ないことはないのみである、但國民の之に對する心理状態は姑らく之を別とする。而して餘は悉く宗教的思想から生じたものといはなければならぬことは、秋毫の疑を容れざる所である。

### 三

神社の神體に就いては前節略之を説いたから、次には我等の祖先が果して如何様に此等神體を考へて居たか、即ち單に人間として之を觀じたか、將た人間以上のものとして之を見たかに就いて論じなければならぬ。

我邦上世では禊祓といふことが盛に行はれた。禊祓とは平田篤胤も其天津祝詞考に「禊祓の神事はしも、祓戸神四柱の御靈に頼りて、萬の枉事罪穢を祓ひ清むる事なれば、神代記に素盞鳴尊に、千座置戸の解除を科する處に、使天兒屋命掌其解除之太諄辭而宣之とある太諄辭は必この四柱神に禱白す詞なり」といふ如く、いはゞ懺悔により、神の力を以て過去に犯せる一切の罪惡を祓ひ清めらるゝといふと同じであら

う。斯く吾人の罪惡が一切清めらるゝといふことの、到底人力の能く及ぶ所にあらざるは勿論である。乃ち此時の神とは、假令ひ其本とは人間であつたとしても、既に人間以上と見做され、神化せられたものたるは疑ないやうである。天津祝詞考の第四の文には

高天原爾神留坐寸。神漏岐神漏美乃命乎以天……御禊能時成坐留神等、諸乃枉事罪穢遠、拂賜倍清米天賜布、止申事乃由乎、天神地祇、八百萬乃神等共仁、……聞食止申寸とあり、尙ほ委しくは延喜式六月晦大祓の文の中に

天之御蔭曰之御蔭止隱座氏安國止平久氣所知食武國中爾成出武天之益人等我過犯

牟家雜々罪事波天津罪止畔放溝埋樋放、頻蒔、串刺、生剝、逆剝屎戶、許々大久乃罪乎天津

罪止法別氏氣國津罪八止生膚斷、死膚斷、白人胡久美、已母犯罪、已子犯罪、母與子犯罪、子與

母犯罪、畜犯罪、昆蟲乃災、高津神乃災、高津島災、畜仆志、盡物爲罪、許々大久乃罪出武如

此出者天津金木乎本打切末打斷氏……天津祝詞乃太祝詞事乎宣禮

とあり、而して斯く祝詞を宣れば天津神は天の磐門を押披きて聞食し、國津神は高山の末、短山の末に上坐して聞こしめされん。斯く聞こし召されば

皇御孫之命乃朝廷乎始氏天下四方國爾波罪止云布罪波不在止……朝之御霧夕之御霧

乎朝風夕風乃吹掃事之如久…遺罪波不在止祓給比清給

とあり、それから次第に罪が神々によつて掃去られ、天皇の朝廷に仕ふる官人等を始め、天の下四方には今日より始めて罪といふ罪はなくなるといふ。斯かる重大なる天津罪國津罪一切が掃清めらるゝとは、固より偉大なる神力を豫想しなければならぬ。即ち當時の我國民は果して如何なる程度に於て之を意識して居たかは明かならぬが、兎に角彼等が單に人間として之を觀せず、少くとも或程度の宗教意識を有し、之を神化して居たことは疑ない。

尙ほ龍田風神祭に於ける祝詞にも

皇御孫命大御夢爾悟奉久天下乃公民乃作作物乎惡風荒水爾相都不成傷波我御名

者天乃御柱乃命國乃御柱乃命止御名者悟奉氏吾前爾幣帛…備氏…吾前乎稱辭

竟奉者、天下乃公民乃作作者五穀乎始氏草乃片葉爾至萬成幸閑奉止悟奉云々

とある。是れは明かに我國民の當時神に對し惡風荒水を起さず、五穀の豐饒ならんことを祈つて居たこと示すものである、而して其神の超人者たるはいふ迄もない。

此等によつて見ても祝詞に顯はれたる神は、假令ひ神代の諸神であつても自然顯象の神であつても、皆亦人間以上と見做され、神化せられたものたることが判る。

斯の如きは實に上代から我邦人の神祇に對する思想であつたのである、而してこのことは歴代天皇の詔勅によつても容易に之を見ることが出来る。今此に類聚國史によつて其二三の例を擧げて置く。

光仁天皇寶龜九年六月、特詔奉幣帛於廣瀨龍田二社、爲風、雨、調、和、秋、稼、豐、稔、也。

桓武天皇延曆十六年六月、遣使奉幣畿内七道諸國名神、皇帝於南庭親臨焉、以祈萬國安寧也、

嵯峨天皇大同五年七月敕、夏苗已茂、秋稼始熟、恐風、雨、失、時、嘉穀被害、宜遣使畿内、奉幣名神

等といふが如きは皆之を證するものである、それより後弘仁の七年にも風雨時ならず、田園害を被る、此れは國宰の祭祀を恭せざるの致す所であるとし、宜しく神道を敬し、大に豊稔を致さしめ、嘉穀の畝に盈ち、黎元をして殷富ならしめんが爲め、畿内七道に命じ、其官長には清慎齋戒し、名神に奉幣し、風面を止むることを禱らしむとあり、特に同九年には疫病を除く爲めに、僧をして般若經を轉讀せしめ、引續き伊勢の大神宮に奉幣して疫厲を祈らしめられたともある。是れによつて見ても當時は佛に對すると同一の思想を以て、皇祖に對せられたことが判る。同十二年にも風水の害を祈

る爲め名神に奉幣し、淳和天皇時代にも同一の目的を以て或は名神に、或は伊勢の大  
神に奉幣せられたこと前後數回ある。又特に天長五年には天災地變の爲め橿原の  
陵に奉幣し、之を祈禱せられて居る、即ち山陵は本來天皇の靈の安んずる所であるか  
ら、是れも神社と同様に見做されて居たこと、思はれる。それから以後のことは一  
々列擧の繁に堪えぬから、悉く之を略するが、我が歴代の天皇は或は疫厲の行はれ、或  
は風雨の時ならざる、其他何等か天災地變の起つた時には、必らず僧侶をして佛事を  
執行せしめられたと同じく、伊勢の大神宮を始め、諸道の名神に奉幣して祈禱をせら  
れて居るのである。尙ほ神佛混合の思想の兆してからは、例へば清和天皇の貞觀八  
年の如き陰陽寮が天下水疫憂ふべしと奏したので、畿内七道に命ぜられ、國內の諸神  
に奉幣し、金剛般若經を轉讀せしめられたともある。是に至つては佛も神も全く同  
様で秋毫の區別もない、而して其宗教的なることは勿論である。

併しながら尙ほ此に一の疑問がある。即ち天神地祇を超人的のものに見做し、宗  
教的感情の之に伴ひ來つたのは、我國に佛教が渡來してから後のことで、其以前には  
單に國民の祖先として考へられて居たものではなからうかといふことである。此  
疑問は一應最のやうであるが、余輩は斷じて佛教渡來以後、之に影響せられ出來たも

のではないと思ふ。自然崇拜や靈魂崇拜の如きは皆是れ人情の自然に出づる所であつて、必らずしも他地方からの移植を俟つて始めて起るものではない。だから我邦に於ても上古必らず斯かる信仰のあつたことは疑ない、而して其事は前に一言した禊祓の式を見ても既に其一端を窺知ることが出来る。禊祓は傳説のいふ如く恐らく神代から既に存在して居たのであらう。が尙は一層其宗教的意識の明かに知られ得るのは、日本歴史に於て始めて史實の稍詳細に傳へらるゝ彼崇神天皇記である。前にも述べた如く天皇の五年には、國內疾疫多く、民に死亡者あり、大半ならんとした。又六年には百姓流離し、或は背叛するものすらも顯はれ、其勢到底徳を以て治め難くなり、天皇も大に震襟を惱せられ、請罪神祇とある。而して從來は天照大神と大國魂の二神は之を天皇の大殿の内に祭られて居たのであるが、然畏其神勢、共住不安、遂に天照大神をば豊鍬入姫命に託し、倭笠縫の邑に、大國魂の神は淳名城入姫命に託し、祭らしめられたのである。此に「畏其神勢共住不安」といふを以て考れば、從來は天照大神や大國魂神をも皇家の祖として、宮殿内に祭られてあつたのであるが、歳月の経過と共に次第に神聖觀念が之に伴ひ、此時代に於ては既に神化され了つたものと見るべきであらう。尙ほ斯の思想は書紀の次の文に於ても之を知ることが出来る。全

帝記七年の詔には

昔我皇祖大啓鴻基、其後聖業逾古、王風轉盛、不意今當朕世、數有災害、恐朝無善政、收咎於神祇耶、蓋命神龜以極致災之所由也

とあり、天皇は躬淺茅原に行幸あつて八十萬神を會へて卜問はれた。是に於て或は神明憑し、或は夢の御告となり、先づ大物主神を祀り然る後他神をも祭るべきことが明かとなつた。乃て帝は其旨に遵はせられ、又天社、國社、及神地、神戶を定め玉ふた。で書紀には之に次ぎ

於是疫病始息、國內漸謐、五穀既成、百姓饒足

といふ。是れに由つて見ても此等諸神は單に人間の祖先であるのみではなく、天地自然を支配し、厲疫五穀をも左右し得る偉大なる力を有する超人者となつて居ることが判る。

更らに同帝十二年の條には

朕初承天位、獲保宗廟、明有所蔽、德不能綏、是以陰陽謬錯、寒暑失序、疫病多起、百姓蒙災、然今解罪改過、敦禮神祇、

と仰せあり、終りに書紀には

是以天神地祇共和享、而風雨順時、百穀用成、家給人足、天下大平矣、故謂御肇國天皇也とある。此に於ても天神地祇の既に神化されたることを知るべきである。

是れに由つて觀れば佛教の渡來以前、恐らく神代の時からして、天神地祇は既に單なる人間の祖として見做されず、寧ろ自然を支配する偉大なる超人者と考へられたことは容易に推論し得らるゝことと思ふ。而して是れは宗教學上應さに然るべきことである。唯神社の創立以來、星月を経ること少く、且つ其神體たるもの、歴史的人物たるの記憶も民間尙ほ新たなるものにあつては、斯かる宗教的感情の未だ伴ひ生ぜざる、若くは多少の伴ひ生ずるものありとしても、未だ甚だ薄いのは言ふ迄もな  
ら。

以上余輩の論じ來る所を以て果して大なる過なしとせば、當然次の如き結論を生じ得ることゝなる。

(一) 神體の本質から論ずれば、第一種及び第二種の神體を奉安する神社は、單に人間としての靈を祭祀する場所、何等宗教的性質を帯びないものであると解釋し得られないことはない、が少くとも其他の神體を奉安する神社は、全然是れ宗教的性質を

有するものである。(第三種の一部の前者と其類を同じくすることは前述の如くであるが、其多くは第四種以下と同類であるから、今は便宜之を後者に屬せしめて置)

(二) 更らに我邦古來からの慣習思想よりして之を論ずれば、第三種以下の神體は勿論のこと、第一種第二種の神體といへども均しく宗教的性質を帶び、例之へば佛教に於ける諸佛菩薩に對すると何等性質上の差異を認むる能はざるのである。勿論後世創立せられたものにあつては、未だ斯の如き慣習感情も伴ひ居らぬが是とても決して性質的差違を有するものと見るべきではない。

果して然らば我邦の神社を以て全く宗教的のものにあらずとなすのは、事實に相違し、國民從來の感情を無視した解釋で、到底正當を得たものとはいはれぬ。若し從來我國民の有する感情思想からいへば、寧ろ神社を以て悉く宗教的のものとなすの比較的穩當なるを認めざるを得ぬ。

併しながら尙ほ此に注意しなければならぬのは、神體なるものは必らずしも、常に同一性質を保持するものでないといふことである。同一神體でも、時代により場所により、其性質の自から變化するは寧ろ普通の事實である。だから假令ひ從來の我國民が人間以上のものとして考へて居たからといつて、今後も亦永久に我國民は斯

く考へなければならぬといふ理由は秋毫もない。若し當局者が國民思想の趨勢を察し、從來人間以上と觀じたものも、今後は人間として觀ぜしむるやうに努めしむるといふのならば、是れ亦何等不都合のないのみならず、寧ろ時宜に適したことゝいはるゝのである。但此場合に於ても斯く解釋し得るものは、第一第二種の神體に就いてのみであつて、第三種以下のものにあつては化身や本地垂迹杯の説を以てしなければ、其適用は甚だ困難であらう。而して斯の如き説を以てすれば、假令ひ其形は人間的であつても、矢張其本質宗教的のものたるに於ては何等異なる所はない。

以上の理由を以て余輩は皇祖皇宗を始め、歴代の天皇乃至は國家に功獻した偉人傑士等を神體とする神社は、之を非宗教的のものとなし、第三種以下の神體を祀れる神社は、之を全部宗教的のものと見做すの穩當なるを信するのである。(勿論氏神を祭れる神社の如きは、現時の場合共同參拜の對象としては、全く其意義を成さざるものであるから、其目的よりしては之を除外するが當然である。)